

～富山県内在住のひとり親家庭の皆様へ～

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業のご案内

高等職業訓練促進給付金（※）を受給して、就職に有利な資格を取得し、当該資格が必要な業務に従事しようとするひとり親に対し、入学準備金及び就職準備金を貸し付けます。

※看護師、介護福祉士、保育士等の資格を取得するため養成機関で修業する間（上限4年）、生活の負担軽減のため、月額10万円（住民税課税世帯は7万5百円）を支給するもの。
詳しくは、お住まいの市又は（町村在住の方は）厚生センターにお問い合わせください。

【貸付対象者】

次の要件をすべて満たす方を対象とします。

- ①母子家庭（父子家庭）高等職業訓練促進給付金を受給している（していた）方
- ②富山県内に住んでいる（住民登録をしている）方
- ③養成機関を修了し、資格を取得した後、富山県内において、取得した資格が必要な業務に従事しようとする方

准看護師養成機関入学から看護師養成機関修了までのうちの4年間高等職業訓練促進給付金を受給される方の入学準備金は、准看護師養成機関の入学時に貸付を行い、看護師の養成機関の入学時においては改めて貸付を行いません。就職準備金については、准看護師養成機関の修了時には貸付を行わず、看護師養成機関を終了し、資格を取得した時点において貸付を行います。

※教育訓練給付金等又は自立支援教育訓練給付金を受給する方や、保育士修学資金貸付制度又は介護福祉士等修学資金貸付制度による貸付けを受ける方は、対象外となります。

【貸付額】

- ①入学準備金 50万円以内（養成機関に入学したとき）
- ②就職準備金 20万円以内（養成機関を修了し、かつ、資格を取得したとき）

【連帯保証人及び貸付利子】

原則として、連帯保証人を1人立ててください。

連帯保証人がいる場合は無利子、いない場合は年利1%となります。

【返還免除】

養成機関を修了し、資格を取得した日から1年以内に就職し、富山県内において、取得した資格が必要な業務に5年間従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

【申請手続】

貸付申請書に関係書類を添えて、下記申請・問合せ先に提出してください。

なお、入学準備金の場合は高等職業訓練促進給付金の支給決定から、就職準備金の場合は資格（免許）取得から、それぞれ3か月以内に申請してください。

※詳しくは、下記申請・問合せ先にお問い合わせください。

【申請・問合せ先】

公益財団法人 富山県母子寡婦福祉連合会
〒930-0094 富山県富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館（サンシップとやま）3階
TEL.076-432-4298 FAX.076-432-4221
受付時間 月曜～金曜 9:00～16:30（年末年始、祝日を除く）予約制